

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

福島県企業立地活性化促進戦略

～企業立地促進による活力ある県づくり～

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県

3 地域再生計画の区域

福島県の全域

4 地域再生計画の目標

(背景)

日本経済は、輸出と民間設備投資に支えられた景気回復が続いている。

一方、本県経済も生産活動が堅調に推移し、雇用も改善基調を維持するなど、回復の動きを続けているが、実感としてはまだまだとの声が多く、業種や企業規模、地域でばらつきが見られ、特に中小企業においては景気回復が実感できるものとなっていないのが実情である。

こうした景気動向に加え、地域経済を取り巻く環境は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化等により大きな転換期を迎えている。さらに、これまでは、公共事業政策、農林水産業対策などが展開され、地域経営を支えてきたが、今後、国・地方の財政制約が高まることが予測され、このまま手をこまねていれば中央との格差がますます拡大することが懸念され、産業とりわけ製造業の一層の集積による地域経済の活性化が極めて重要になってきている。

また、人口は活力ある地域社会の基本であるが、本県の人口は平成 10 年をピークに減少傾向が続いており、その減少幅も近年拡大傾向にある。昨年には自然・社会減併せて 11,175 人の減となり、社会減が 7,964 人と減少の 7 割を占め、年代別で見ると 15～24 歳の若年層が 6,197 人と全体の 5 割強を占めている。さらに、新規高卒者の県内就職率は、平成 16 年度までは漸増傾向にあったが、平成 17 年度には前年度比マイナス 2.7 ポイントの 80.9%と減少に転じた。

このため、特に若年者層に対する雇用の場の確保が喫緊の課題となっている。

(現状)

県は、持続的自立的な発展を生み出す厚みのある産業基盤の形成に向け、昨年 1 月に本県商工労働行政の総合的な指針である「うつくしま産業プラン 21」の重点施策を見直し、諸施策の一層の推進に努めている。

また、昨年 11 月に県政基本方針の一つの柱として「地域の特色を生かした活力ある県づくり」を掲げ、特に企業誘致や地域産業の育成・強化による産業振興とそれを支える人材の育成に取り組んでいる。今年 5 月には、新たに知事を本部長とする「福島県企業誘致・立地企業振興対策本部」を立ち上げ、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、既に県内に立地した企業へのフォローアップの強化を図り、本県での継続的な事業展開や再投資の促進を図っている。

さらに、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連や半導体関連産業は今後も成長が見込まれ、幅広い経済波及効果が期待できる分野であり、産業の集積に戦略的に取り組んでいるところである。

(目標)

若年者層の雇用の場を確保しつつ本県経済を活性化させるためには、企業誘致を積極的に展開し産業の集積を促進させるとともに、立地企業を受け入れる本県産業基盤としての中小企業及びそれを支える人材育成の強化を図る必要がある。

これらのことから、企業立地促進を核とした本県産業活性化の推進のため、本計画を策定することとする。具体的には、地域の強みを生かした戦略的な企業誘致促進、本県経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業の育成支援、本県産業を担う人材の育成確保に積極的に取り組み、本県の豊かな個性と魅力を最大限に引き出し、多様性と創造性にあふれた活力ある県づくりを行うことを目標とする。

指標名	指標の内容	目標値 (22年度)
工場立地件数	福島県工業開発条例に基づく敷地面積1,000㎡以上の工場の新・増設に係る、H20～H22年度までの届出件数。	100件 (毎年)
県の支援による医療・福祉関連の企業創出等数	県の支援により創業・新規進出・新分野進出した企業数の累計。	35社
大学発ベンチャー企業数	大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業数及び大学と関連の深いベンチャー企業数の累計。	30社
経営革新計画()実行中の企業数	H22年度末における経営革新計画実行中の企業数。	80社
新規高卒者の県内就職率	新規高卒者県内就職者数 ÷ 新規高卒者就職者数 × 100 (H17年度実績：80.9%)	90.00%

経営革新計画

「中小企業新事業活動促進法」に基づくものであり、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることを目的として策定した計画。県等の承認を受けることにより様々な支援を利用することが可能となる。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

企業立地促進を核とした本県産業活性化を図り、多様性と創造性にあふれた活力ある県づくりを行うため、積極的な企業誘致による産業集積を促進するとともに、その受入基盤である中小企業の育成及びものづくり人材の育成・確保を図る。

- (1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進
- (2) 活力ある中小企業の育成
- (3) ものづくり人材育成・確保

(1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進

ア 企業立地促進対策

国内景気の持ち直しに伴う企業の設備投資意欲の高まり、先端産業分野を中心に国内への投資回帰の動きの中、海外を含めた地域間の企業誘致競争が激化しており、本県としても地域特性を活かした企業立地の促進が求められている。

このため、市町村等との連携を一層強化し、誘致対象業種の重点化()を図るとともに、高速道路、福島空港、小名浜港、相馬港などの交通ネットワークや、地震等の災害が少なく、良質な水環境、治安の良さなどを含め「安全・安心」な立地環境など本県の優位性を効果的に情報発信しながら、インセンティブの整備、立地手続きのワンストップサービス化の推進など、積極的な企業誘致活動を展開し、本県への企業立地の拡大を目指すこととする。

また、立地企業の満足度向上が、本県での継続的な事業展開や新たな企業誘致にも繋がることから、訪問活動を強化し、聴取した要望などへの迅速かつきめ細かい対応を推進することとする。

さらに、生産コストの縮減、フレキシブルな製品の供給等は立地企業、地域企業両者の課題であり、また、地域企業が立地企業の要求する技術レベルを習得することは、受注の確保に繋がるとともに、立地企業の安定的な部品調達、更には相互の技術力の強化に結びつくことから、立地企業と地域企業相互の連携強化を図ることとする。

重点誘致対象業種

研究開発型企业、研究所

電子部品・デバイス、輸送用機械関連企業

情報通信、医療・福祉、環境、新製造技術関連企業

食品、住宅関連企業

ソフトウェア等産業支援サービス業、生産物流企業()、外資系企業

既立地企業の関連企業 等

生産物流企業：資材・製品の管理から包装、保管、発送に至るまで、生産活動における物流業務を担う企業

(施策の展開方向)

戦略的な企業誘致活動の展開

立地企業へのフォローアップ強化

立地企業と地域企業との連携強化

イ 産業集積促進対策

本県では、これまで医療福祉機器分野を中心に成長産業育成のための研究開発を重点的に支援するとともに、大学等の知的資源を生かした新技術の開発や成長産業の誘致を進めてきており、構造改革特区を活用した外国人研究員の誘致にも取り組んできた。

こうした取組を通じ、付加価値の高い技術・製品開発が徐々に進展してきたものの、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業の集積や、大学等の最先端のポテンシャルを十分生かしているとはいえず、力強さを欠く状況にある。中国の隆盛など海外の激しい追

い上げがある中で、加工組立産業を中核とする本県のものづくり産業が中長期にわたって活力を維持していくためには、熟練技術の蓄積をもつ中小企業と知の蓄積を持つ大学、試験研究機関等が連携し、技術の琢磨、実用化、ビジネスモデルの構築を進めるなど、ターゲットを絞ったふくしま独自の産業クラスター戦略を展開する必要がある。

このため、企業間のネットワークを構築し、その連携を図るとともに、大学や試験研究機関との連携強化による産業集積や知的資源の蓄積、市場・雇用の成長性や県民ニーズ、国等のプロジェクトとの相乗効果等を踏まえ、医療・福祉、環境、IT、新製造技術（輸送用機械関連産業、半導体関連産業）、食品、地域ビジネスの6分野を重点分野とし、持続的発展が可能な産業クラスターの創出を目指すこととする。

（施策の展開方向）

- 新事業支援体制の機能強化
- 産業クラスターの核となる産学官ネットワークの強化
- 産業クラスター形成促進のための支援強化

（2）活力ある中小企業の育成

ア 中小企業・ベンチャー支援対策

経済・社会環境の構造的変化の中で、顧客志向の商品・サービスづくり、高品質化・短納期、低コストの実現、市場の成熟化に伴う新たな事業開拓、経営・財務体質の強化など中小企業が抱える課題は複雑化してきており、自らの経営資源を生かしながら環境変化に対応した柔軟かつ持続可能な経営への転換に取り組んでいくことが求められている。また、規制緩和など構造改革の進展や成熟社会への移行が進む中、多様化するニーズに対応し、地域経済に新たな活力を生み出す成長産業や新分野事業の創出が求められている。

このため、こうした環境変化に対応し経営資源の充実・強化に取り組む中小企業を積極的に支援するとともに、新たな活力として期待されるベンチャーの育成を支援し、地域経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業・ベンチャーの輩出とその育成を目指すこととする。

また、本県には全国有数の生産量を誇る農林水産物をはじめ、歴史に培われた伝統工芸品や、多様な鉱工業品及び技術、豊かな自然や数々の温泉等の観光資源といった特色ある地域資源が多数存在しており、国、市町村、商工関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら、商品開発やその販路開拓・拡大に取り組む中小企業を積極的に支援し、新たな地域産業の創出、発展を目指すこととする。

（施策の展開方向）

- 中小企業・ベンチャーへの支援充実
- 中小企業を支える制度資金の充実・強化
- 地域資源を生かした中小企業の取組への支援

イ 技術力強化・知的財産対策

知識社会、成熟社会において、今後ますます技術力等の知的資産を巡るグローバルな市場競争が激化する様相をみせる中、高度化するニーズに対応できる技術力の向上が重要となっており、また、そうした技術力を支える知的財産の保護、活用について企業の戦略的行動が求められている。

このため、本県中小企業の技術力・商品開発力の強化を図るとともに、中小企業における知的財産を適切に保護・活用する為の人材育成や中小企業の知的財産戦略への支援を行い、付加価値の高い、国際競争力のある産業が活発に展開する「知的財産立県ふくしま」の実現を目指すこととする。

（施策の展開方向）

- 革新的な技術の創造と新事業の創出への支援

中小企業の知的財産戦略への支援

(3) ものづくり人材育成・確保

ア ものづくり人材育成対策

人口減少社会の到来により本県の活力を維持していくためには、働く者一人ひとりがその能力を高め、十分発揮することにより労働生産性を高めていくことが必要であり、今まで以上に職業能力開発に取り組んでいくことが重要となっている。また、2007年問題、激しさを増す国際競争に対応していくためには、次代を担う人材に着実に技能・技術を継承することが喫緊の課題となっており、さらに厳しさの続く経営環境等により、企業内での職業訓練機能が低下している反面、即戦力となる高度な技能・技術力を持つ人材が求められている。

このため、産業界と教育機関等が連携し、経営、技術等、様々な分野において、産業の高度化、事業の高付加価値化や新分野への進出等を担う高度で専門的な知識や技術を有する産業人の育成を図るとともに、優れた熟練技能の維持・向上に向けた職業能力開発の推進を図るなど、本県のものづくり産業を支える人材の育成確保に積極的に取り組むこととする。

(施策の展開方向)

人材育成施設の整備充実
在職者への職業能力開発支援
産学官連携による職業能力開発促進

イ 若年者等への就業支援対策

近年、雇用情勢は改善基調にあるものの、若年者を取り巻く状況は依然厳しく、フリーターと呼ばれる不安定就労者やニートと呼ばれる若年無業者が多数存在するなど、若年者の就業確保が本県産業を維持発展させる上での極めて重要かつ喫緊の課題となっている。

このため、行政と産業界が一体となって若年者の就業を支援し、若年者が働く意欲を持って活躍できる雇用の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

若年者等の就職促進
実践的職業訓練の実施

5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

日本政策投資銀行の低利融資等

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 C0701

名称 日本政策投資銀行の低利融資等

(2) 支援措置を受けようとする者

本県内に事業所を有する、又は事業所を有することが見込まれる事業者のうち、以下の投資を行う者

重点誘致対象業種に係る新規立地事業者の投資
既存立地企業の継続的な事業展開に伴う投資及び再投資
交通ネットワーク整備等県内企業立地環境の向上に資する投資

立地企業と地域企業相互の連携強化に資する投資

重点6分野（医療・福祉、環境、IT、新製造技術〔輸送用機械関連産業、半導体関連産業〕、食品、地域ビジネス）における新産業創出・活性化に資する事業

ものづくり産業に属する者のうち、在職者への職業能力開発支援、若年者等の就職促進、実践的職業訓練等を行っていると認められる者が行う投資

その他本県の当該地域再生計画の趣旨に合致していると認められる投資

- (3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容
上記事業者が必要とする資金需要について、日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合には、同行の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。
- (4) 合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業
「地域再生支援」のうち
寒冷地産業活動活性化事業
地域産業振興・雇用開発
地域競争力強化支援
中心市街地活性化
港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業
流通基盤整備事業
「技術・経済活力創造」のうち
新産業創出・活性化
新技術開発事業 など
- (5) 支援措置が計画の目標達成に不可欠な理由
本計画の推進に伴い発生する事業者の資金需要に対応し、かつ、本計画の目的に資する事業の安定化を図るためには、日本政策投資銀行による低利融資及びアドバイス機能を活用可能な当該支援措置は不可欠である。

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

- (1) 企業誘致・立地企業振興対策本部による企業誘致等推進
戦略的な企業誘致の推進と立地企業の振興を図るため県企業誘致・立地企業振興対策本部を設置し、トップセールスによる積極的な企業誘致活動を行うとともに、県への意見や要望聞き取りのための訪問活動を行い立地企業へのフォローアップの強化を行う。
- (2) 県産学官連携推進会議による産業集積推進
ふくしま型産業クラスターの形成を図るため、県内における産業界、大学、行政等が集まり、情報交換等交流を行い、本県が目指すふくしま型産業クラスターの芽となる多様な研究会の立ち上げを促進するとともに、産学官の交流から共同研究、事業化まで一体的な支援を行う。
- (3) 中小企業支援センターによる中小企業者への総合支援
中小企業支援センターに中小企業者等の抱える経営課題を解決するため窓口専門スタッフを配置し、課題解決に向けた相談対応を行うとともに、創業や経営に関する支援情報やセミナーの開催など中小企業者等が必要とする幅広い情報提供等を行う。
- (4) ハイテクプラザによる研究開発・技術移転の推進

ハイテクプラザ（県試験研究機関）の研究成果の普及や技術支援・相談事業等の実施とともに、大学、他の公設試験研究機関、民間企業等と連携した共同研究等を進め、研究開発・技術移転の推進を行う。

(5) 産学官連携や県立高等技術専門校の高度化による人材育成確保

産学官連携による先端分野に対応した実践的研修の実施や、県立高等技術専門校の短期大学化と学科の再編整備により、急激な技術革新に対応できる高度な知識・技術を備えたものづくり人材の育成を図る。

(6) 地域企業と連携した若年者への職業訓練実施

フリーター等不安定就労者の安定した雇用を推進するため、民間教育訓練施設での学科や実技と企業実習を組み合わせた教育訓練等を行う。

6 計画期間

認定の日から平成 23 年 3 月末

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標については、県自らが毎年度行う施策評価等において、その達成状況を調査、評価し、改善すべき事項の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし